

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請の注意点

○申請できる方

東久留米市に居住している、保育所等に通っていない(※)0歳6ヶ月～満3歳未満のこどもの保護者

(※)保育所等に通っていないとされる例

- ・子どものための教育・保育認定を受けていない場合
- ・保育所の一時保育事業を利用している場合
- ・認可外保育施設を利用している場合
- ・認定こども園、幼稚園のプレ保育を利用している場合

※企業主導型保育施設に通っている場合は、こども誰でも通園制度を利用できませんのでご注意ください。

○メールアドレスについて

「こども誰でも通園制度総合支援システム」へのログイン時に、登録したメールアドレスへ送られるワイントタイムパスワードの入力が必要になります。

施設の利用時等にシステムのログインが必要になる場合があるため、スマートフォンから受信を確認できるメールアドレスをご登録ください。

ポイント① 負担軽減の申請

当該項目を「有」とした場合は、以下の負担軽減加算の対象に該当するかを確認し、該当すると認められた場合は発行する認定証にその旨を記載します。

利用時に認定証を事業所に提示することで、利用料の減額を受けられる場合があります。

対象	減額が受けられる金額
生活保護世帯	300円上限(1時間当たり単価)
市民税所得割合算額77,101円未満である場合等	200円上限(1時間当たり単価)

ポイント② 転入前の市町村での利用の有無

こども誰でも通園制度を前住所で利用していた方は、転出する際に必ず前住所の窓口等へ消滅届出をしてください。消滅届出を受理した前住所の自治体が転出登録を行います。

また、引っ越し先の自治体へ再申請を行ってください。引っ越し先の自治体が転入登録を実施することで、アカウント情報を引継ぐことができます。

※ ただし、転出登録した転出予定日より早く転入や転出をした際は、情報の引継ぎが出来なくなり、新規登録が必要になることをご了承ください。

ポイント③ 既に認定を受けている児童の有無

既に利用を開始している利用者の「子ども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントに、きょうだい等の子どもを追加する場合に、当該項目を「有」として申請書をご記入下さい。審査の上、認定可とする際は、該当の子どもを追加登録いたします。

なお、子どもの追加等の修正があった場合は、新たに認定証を発行いたします。

ポイント④ 代理利用者

「子ども誰でも通園制度総合支援システム」を利用する際に、申請者(利用者)と同様の機能利用及び情報を参照できる代理利用者として、申請した保護者の配偶者や祖父母等を1アカウントだけ登録することができます。※申請者とは別のメールアドレスの登録が必要です

なお、代理利用者は、利用者の登録に伴い登録され、利用者のアカウントが削除された場合には同様に削除されます。

ポイント⑤ 障害等の有無

当該項目を「有」とした場合は、障害児加算の対象に該当するかを確認し、該当すると認められた場合はその旨を発行する認定証に記載します。

利用時に認定証を事業所に提示することで、事業所が運営費の加算を受けることができ、乳児等通園支援の充実がはかられます。

なお、「子ども誰でも通園制度総合支援システム」の子ども情報の入力には自動反映されませんので、利用者アカウントから入力し、初回面談時に事業所にお伝えください。

ポイント⑥ その他配慮すべき事項の有無

当該項目を「有」とした場合は、詳細を確認させていただきます。

なお、「子ども誰でも通園制度総合支援システム」の子ども情報の入力には自動反映されませんので、利用者アカウントから入力し、初回面談時に事業所にお伝えください。